



全ク協

団体総合保険制度のご案内

【請負業者賠償責任保険・受託者賠償責任保険】

オプション①総合賠償責任補償…【施設所有（管理）者賠償責任保険】
【生産物賠償責任保険】

②借用財物損壊補償

本制度は、一般社団法人全国クレーン建設業協会（全ク協）が全国の代理店（募集幹事代理店：㈱ジャパンインシュアランスエージェント、募集代理店：パンフレット裏面の指定代理店）を通じ、次の引受保険会社と保険契約を締結するものです。

募集幹事代理店 株式会社ジャパンインシュアランスエージェント
〒105-0021 東京都港区東新橋2-10-10 東新橋ビル703号
TEL 03-5777-1232 FAX 03-5777-1233

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社）
東京海上日動火災保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社

一般社団法人 全国クレーン建設業協会

※ この保険は、（一社）全国クレーン建設業協会が保険契約者となる団体契約です。
※ この保険にご加入いただけるのは、全国クレーン建設業協会の会員に限ります。

<全国クレーン建設業協会>

・団体のスケールメリットを最大限活かした保険料水準

・貴社が行う作業に起因する賠償リスクをカバー

①吊荷の所有者に対する賠償責任に対応！（受託者賠償責任保険）

例)クレーンのオペレートミスにより、吊荷を落下させてしまい、壊してしまった。

②移動式クレーン作業に関わる第三者に対する賠償責任に対応！（請負業者賠償責任保険）

例)クレーンのオペレートミスにより、クレーンを建物にぶつけてしまい、建物を壊してしまった。

例)作業現場のモータープールに保管中のクレーンが強風で横転してしまい、通行人にケガをさせた。

充実の追加オプション！

<オプション①総合賠償責任補償>

貴社業務に関わる様々な賠償事故に対応！

例)クレーン作業で積んだ資材が作業終了後に崩れ、近隣の駐車車両を壊した。

例)第三者への財物損壊・身体障害は発生していないが、オペレートミスが原因で現場作業が中断してしまった事により発生した超過労務費を請求された。

<オプション②借用財物損壊補償>

例)作業場内で、建設工事のために借用した建築機材を誤って壊してしまった。

※オプションの詳細は本パンフレットP. 8をご参照ください。

※この団体保険制度では、自動車保険で保険金のお支払対象となる事故の場合は、自動車保険を優先とし、その超過部分の損害に対してのみ保険金をお支払いいたします。

<団体総合保険制度の特徴>

『 事故事例 』

○ 吊荷に対する事故事例

1. クレーン作業中にクレーンが倒れてしまった。その際に吊荷と吊荷を運んで来たトラックが接触してしまい、吊荷を壊してしまった。吊荷の所有者から損害賠償請求を受けた。

支払保険金(例):約817万円

○ 作業中の事故事例

1. キュービクルを荷揚げする際、クレーンが壁に接触。壁を破損し、所有者から損害賠償請求を受けた。
2. キュービクル設置作業を行う際に、養生していたにもかかわらずアウトリガーを接地させていた地盤のアスファルト舗装が損傷。工場から舗装の修復代金の損害賠償請求を受けた。

支払保険金(例):約122万円

支払保険金(例):約136万円

<オプションをご加入いただいた場合は、下記のような事故も保険金のお支払対象となります。>

オプション①総合賠償責任補償

- 工事現場等でクレーンが転倒。他物の損壊は発生しなかったが、クレーンを移動させる期間、現場作業が休止に。他の業者から工事休止期間中の作業員の日当について損害賠償請求を受けた。

1事故について1,000万円、保険期間中1,000万円を限度に保険金をお支払いいたします。
(MSLP特約 使用不能損害拡張補償条項)

オプション②借用財物損壊補償

- 作業場内で、建設工事のために借用した建築機材を誤って壊してしまい、損害賠償請求を受けた。

1事故につき500万円を限度に保険金をお支払いいたします。(借用財物損壊補償)